b　連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載すること。

なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。以下ｂにおいて同じ。）のうち最近事業年度における従業員数（就業人員数をいう。以下ｂ及び（58―３）において同じ。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。(58―３) ｄにおいて同じ。)）に係るものに限ることができる。

c　ａ及びｂの規定に基づき記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(58―３)　従業員の状況

［加える。］

a　最近日現在の連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b　提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。以下ｂにおいて同じ。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合をいう。）を記載すること。

c　提出会社の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

d　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社に係るｂに規定する事項について、会社ごとに区分して記載すること。

e　連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

f　最近日までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

g　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、㊴ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「１　株式等の状況」の「(2)　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合には㊻ａ(a)から(c)までに掲げる事項又はこれらの事項を「１　株式等の状況」の「(7)　役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載すること。

h　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｈにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。